

面クローズしての工事で、3月1日からは営業を再開するが芝の養生やプレーゾーン以外の工事は継続する。10月までには工事を完了し、新生オープンする計画となっている。

工事を実施するに至った原因は、土地明渡訴訟。本紙5432号で報じた通り、一部用地の地主でもあった同CCの元オーナーが一族とともに、同CCに賃貸した土地の明渡しを求め提訴した。阪奈土地建設㈱は地裁で勝訴したが高裁で敗訴し、最高裁に上告したが棄却されて今年10月に明け渡しが確定した。ただし、「直ちに明渡しを命じるのは、権利の濫用の観点から相当ではなく、1年間の猶予を設けるのが相当」との判決から、来年10月に土地を明け渡すことになり、その間の改造工事となった。

土地明渡しで一時期は、ゴルフ場としての経営が危ぶまれていたが、同CCは「閉鎖すれば会員に迷惑をかけてしまう」として改造を決断したという。当初、コース全長は極端に短くなるとみていたが、レイアウトの変更などで6000ヤード台を確保できたようだ。

太平洋C創る会の質問状に東急・三井住友は無回答

東急には、太平洋クラブの買収を未公表にした理由等
三井住友には、実質370億円の損切りをした理由等

太平洋クラブの会員で組織した新・太平洋クラブ創る会
(東京都港区、Tel 6441・0634)は、東急不動産㈱

と(株)三井住友銀行に対して世話人9名の連名で「公開質問状」を提出していたが、回答期限までに回答がないことを明らかにした。質問状は10月22日付けで両社の代表取締役役に提出し、10日以内の回答を求めていた。

これまでの会員の活動を簡単に触れるとともに、三井住友から東急への太平洋クラブ売却条件を規定した基本協定書(質問状では五社協定と表現)の存在を明らかにしたうえで、同協定内容から東急と三井住友を無責任として追及している。「東急は、協定では法的整理をせずに会員の権利を保護することを約束したのに、太平洋クラブを倒産に追い込んだ」として「民事再生劇主犯」と断じ、「三井住友は、太平洋クラブにやみくもにゴルフ場を買収させて、不良債権を太平洋クラブに付け替えた」として「共犯」と断じている。

その上で、東急への質問は、協定の存在を認めるかに始まって、①太平洋クラブの買収を公表せず、太平洋クラブと東急の戦略的業務提携と発表した真意、②東急が実質経営する太平洋クラブ親会社・太平洋クラブホールディングスが、太平洋クラブの全株式と三井住友の総額551億75百万円の貸付債権及び担保権を約180億円で譲渡を受けたのは事実か、③民事再生に至るまでの経営責任はないと言う根拠は何か、④東急と太平洋クラブホールディング

グスは、この5年間に債権の利息及び経営指導料名目で約40億円に加え、派遣人件費、業務委託費などの名目で太平洋クラブからどれだけ資金を回収していたのか——など10項目について回答を求めている。

一方、三井住友への質問も協定の存在を認めるかに始まって、①太平洋クラブの経営権譲渡に関して、会員に向けて発表した事実はあるか、②会員の大半は三井住友が実質支配と認識していた。被害者拡大に加担したのではないか、③五社協定で実質的に370億円もの損切りを決断した理由はなにか——など7項目について回答を求めている。

創る会はこの質問状とともに、5社で結んだ協定書を同会のブログで公開している。

なお、創る会は本紙5447号既報通り、パチンコホール経営大手の㈱マルハンを、太平洋クラブのスポンサーに推薦している。

**瀬田Gコース(滋賀)北C専用施設完備の新ハウス建設
女性客増大目指す、総工費22億円、来年7月完成予定**

西武グループで昭和42年開場の瀬田ゴルフコース(パブリック、清水健支配人、54ホール、大津市瀬田橋本町12、TEL077・544・1111、運営㈱プリンスホテル)は、老朽化したクラブハウスを段階的に取り壊し、コースコンセプトに合わせた新クラブハウスの建設工事を